

○文部科学省令第 号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第三条の二第一項第七号、第五条の二第二項、別表第一備考第一号、別表第二及び別表第二の二の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

文部科学大臣 末松 信介

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条 [略]

[略]

備考

一～四 [略]

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ～ハ [略]
六～十五 [略]

2～4 [略]

第五条 [略]

最低修得単位数

[略]	[略]	第一欄	最低修得単位数
[略]	[略]	第二欄	
[略]	[略]	第三欄	
総合的情報生教育進 別育通信徒相談路 的活の技術指(力指)	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第四欄	
[略]	[略]	第五欄	
[略]	[略]	第六欄	

改正前

第二条 [同上]

[同上]

備考

一～四 [略]

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ～ハ [同上]
六～十五 [同上]

2～4 [同上]

第五条 [同上]

最低修得単位数

上 [同]	上 [同]	第一欄	最低修得単位数
上 [同]	上 [同]	第二欄	
上 [同]	上 [同]	第三欄	
総合的情報生教育進 別育通信徒相談路 的活の技術指(力指)	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第四欄	
上 [同]	上 [同]	第五欄	
上 [同]	上 [同]	第六欄	

第七条 [略]

[略]

備考

一 [略]

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号及び次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ・ロ [略]

三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

六・七 [略]

2 5 8 [略]

第九条 [略]

第七条 [同上]

[同上]

備考

一 [同上]

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ・ロ [同上]

「号を加える。」

「号を加える。」

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四・五 [同上]

2 5 8 [同上]

第九条 [同上]

第一欄	最低修得単位数				
第二欄					
第三欄					
第四欄					
第五欄					
第六欄					

第一欄	最低修得単位数				
第二欄					
第三欄					
第四欄					
第五欄					
第六欄					

[略]	[略]	第一欄	最低修得単位数	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	第二欄		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	第三欄		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
道徳、 教育の 生徒 教育相	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	第四欄		道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	時間並 びに特 別活動 に関する 内容	探究の 時間 及び総 合的な 学習の 時間 （情報 機器及 び教材 の活用 を含む。）	法的な 基礎 に関する 知識 を含む。 （む。）	リン グ ウ ン セ の 理 論 及 び 方 法	教育の 生徒 教育相 談（カ ラ ン グ の 理 論 及 び 方 法	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目
[略]	[略]	第五欄		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	第六欄		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第十条 [略]

[同]	[同上]	第一欄	最低修得単位数	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	
[同上]	[同上]	第二欄		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	第三欄		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
道徳、 教育の 生徒 教育相	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	第四欄		道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	時間並 びに特 別活動 に関する 内容	探究の 時間 及び総 合的な 学習の 時間 （情報 機器及 び教材 の活用 を含む。）	法的な 基礎 に関する 知識 を含む。 （む。）	リン グ ウ ン セ の 理 論 及 び 方 法	教育の 生徒 教育相 談（カ ラ ン グ の 理 論 及 び 方 法	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目
[同上]	[同上]	第五欄		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	第六欄		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

第十条 [同上]

[略]	
	総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
	方法及び技術の指導（カウンセリング） 情報論及びリンゲ 機器及び方法に関する基礎 教材法 の活用 を含む 的知識 を含む 論及び方法

[同上]	上
	上
	総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容
	方法及び技術の指導（カウンセリング） 情報論及びリンゲ 機器及び方法に関する基礎 教材法 の活用 を含む 的知識 を含む 論及び方法
	上 上

第六十五条の十 免許法第三条の二第一項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び百二十六条第一項に規定する外国語活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第二百二十六条第一項及び第二百二十七条に規定する総合的な学習の時間の一部、同令第八十三条及び第二百二十八条に規定する総合的な探究の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領及び同令第二百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十五条の十 免許法第三条の二第一項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び百二十六条第一項に規定する外国語活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第八十三条、第二百二十六条第一項、第二百二十七条及び第二百二十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領及び同令第二百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則第五条、第九条、第十条及び第六十五条の十の改正規定は公布の日から施行する。

2 令和六年三月三十一日において教育職員免許法（以下この項及び次項において「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学（次項において「課程認定大学」という。）若しくは免許法別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでにこの省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第七条の規定（同条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十八条及び第六十四条第一項の表備考第一号の規定を含む。以下「旧修得規定」という。）の適用により旧規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに旧修得規定の適用により同表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第一若しくは別表第七の規定により特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合、免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受ける場合又はこの省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」とい

う。)の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧修得規定の適用により修得した旧規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位は、新規則第七条の規定(同条に定める修得方法の例にならうものとする新規則第十八条及び第六十四条第一項の表備考第一号の規定を含む。)の適用により修得した新規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位とみなす。

3 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において課程認定大学、免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関若しくは免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている栄養教諭の教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの、同日において免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、同欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第一から別表第八、附則第五項、附則第九項又は附則第十七項の規定により高等学校の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭

の普通免許状の授与を受けられる場合にあつては、旧規則第五条第一項に規定する教科及び教職に関する科目の単位、旧規則第九条に規定する養護及び教職に関する科目の単位又は旧規則第十条に規定する栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位のうち、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄
	新規則に規定する科目	旧規則に規定する科目
高等学校 教諭	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な探究の時間の指導法に限る。）	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に限る。）
養護教諭	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道德、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並	道德、総合的な学習の時間及び特別活動に關

	<p>栄養教諭</p>	<p>びに特別活動に関する内容に限る。)</p>
<p>道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道德、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）</p>	<p>道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道德、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）</p>	